

小峰城よもやま話

第参話
小峰城の
はじめの主

小峰城の城主というと、丹羽長重や松平定信といった、江戸時代の白河藩主が思い浮かぶのではないだろうか。

しかし南北朝時代に小峰城が築かれてから、約250年間は小峰家が城主でした。今回は小峰家について、最新の研究を踏まえて紹介します。

小峰城は結城親朝が築き、二男の朝常を城主にしたと伝わります。この朝常の流れが「小峰家」ですが、名字は小峰城の名の由来「小峰が岡」からと考えて良いでしょう。文書にも「小峰」とあるのが確認できます（写真）。そして小峰家は、白河結城家とは分家の関係にありますが、本家に後継者がいない時には養子を出すなど、本家を支える有力な家でした。

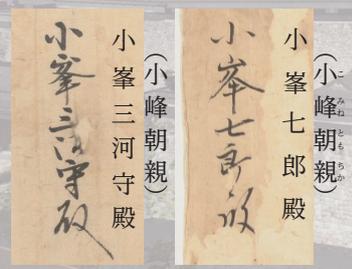
しかし、有力な分家であったために影響力を増し、直接室町幕府と交渉するなど、独自に活動したため両家の対立が深まり、ついに1500年代初め、内紛が起こりました。

この内紛は従来、小峰家の当主朝常が勢力の拡大を嫌う本家に殺されたと言われてきました。ところが、近年の調査研究から、実際は逆に朝常が対立を制して本家を併合し、新たな「白河結城家」が成立したと考えられる

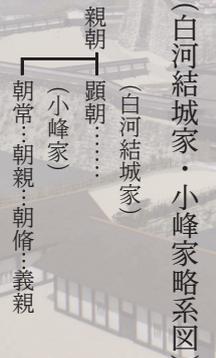
ようになりました。

この結果、白河結城家は一つにまとまりましたが、周辺勢力の侵略を受けることになり、最後の城主義親は、生き残るため伊達政宗に従うことを選択します。しかし天正18年（1590）豊臣秀吉の奥羽平定で領地を没収されてしまいます。

最終的に、白河結城家は白河を去り、子孫は仙台藩や秋田藩などの家臣となりましたが、白河をはじめ旧領には数百年にわたる白河結城家の活躍の歴史を伝える文化財が残されています。



▲小峰朝親宛て文書（部分）
2点とも応永年間（1394～1428）
（小峰城歴史館所蔵「白河結城家文書」）



文化財課 ☎27-2310

未来につなぐ

相続登記

Vol.3

登記上の所有者と実際の所有者が異なるケースが数多く存在し、災害復旧の妨げや空き家増加などの問題が社会的関心を集めています。このコーナーでは、相続登記の必要性・重要性を全5回のシリーズでお伝えします。

Q

私が亡くなった後、相続人がスムーズに相続手続きを進める方法はありますか？

A

遺言書を作成することをおすすめします。遺言書を残さない場合、遺産分割協議で相続割合を変えることができますが、相続人間でトラブルが生じることもあります。そのため、あなたの意思を遺言書として残しておくことで、遺産分割協議をしなくとも、不動産の名義変更などの手続きを簡単に進めることができます。生前に家族の話し合いにより相続人が決まってい

る場合でも、遺言書を作成するメリットがあります。また、遺言書により相続人以外に財産を贈与（遺贈）することができます。ただし、兄弟姉妹以外が相続人となる場合は「遺留分」という最低限相続できる財産の割合があり、これを侵害していると、遺産の取得者が他の相続人から遺留分を取り戻す請求をされることもありますので注意が必要です。

ご不明な点は、お問い合わせください。☎福島県司法書士会 ☎024-534-7502 / 福島地方方法務局 ☎024-534-2045